

記者会見資料

教育委員会 学校教育課

1 件名

令和2年度小・中・義務教育学校における臨時休業期間の延長と学校再開の延期について

2 概要

本日実施しました総合教育会議におきまして、下記のとおり臨時休業期間の延長と学校再開の延期を決定いたしましたので報告いたします。

(1) 臨時休業期間の延長と学校再開延期についての根拠

① 国の動向より

4月6日（月）に安倍総理大臣は、東京都内などで新型コロナウイルスの感染者の急増を受け、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発令する方針を示しました。

対象地域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県としております。

栃木県は対象地域には含まれておりませんが、小山市は東京圏と近く、通勤・通学で東京圏の事業所・学校に通う市民も多い状況です。このため、東京都と埼玉県が「緊急事態宣言」の対象地域に含まれたことにより、当初の予定の4月13日（月）の学校再開について、再度検討する必要があると考えます。

② 小山地区医師会会長からの助言より

小山地区医師会会長からの助言は以下のとおりです。

現状では東京圏で感染が拡大していると言える状況であり、小山市（小山駅）は「緊急事態宣言」の対象地域である埼玉県（大宮駅）と新幹線で隣接していることから、本市における感染予防対策は重要であり、今後の推移を注意深く確認・見守る必要がある。

これらのことから、臨時休業期間の延長が望ましい。当面は大事を取って、4月24日（金）まで臨時休業期間とすべきである。

なお、4月24日（金）はあくまでも4月6日（月）現在の見解であり、状況によっては更に延長すべきである。

上記の助言を受け、当初の予定の4月13日（月）の学校再開について再度検討し、臨時休業期間を延長する必要があると考えます。

(2) 臨時休業期間の延長と学校再開の延期について

① 臨時休業 4月9日（木）から4月10日（金）に加え、4月13日（月）から4月24日（金）も臨時休業期間とします。

② 学校再開 4月27日（月）（ただし、状況によっては更に延期することもあります。）

問い合わせ：小山市 教育委員会 学校教育課 電話 0285-22-9654